

和歌山県介護保険サービス事業者等指導及び監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、法第24条又は第76条、第83条、第90条、第100条、第112条若しくは第115条の7の規定による質問など及びそれに基づく措置として、居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス若しくは介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）で次に掲げる者に対して行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係るもの（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導及び監査について、基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

- (1) 居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者（以下「居宅サービス実施者等」という。）
- (2) 指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）
- (3) 指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）
- (4) 指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）
- (5) 介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）
- (6) 指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者（以下「指定介護療養型医療施設開設者等」という。）
- (7) 指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）

(基本方針)

第2条 法第24条の規定に基づく指導は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし、居宅サービス実施者等、指定居宅サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健

施設開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等及び指定介護予防サービス事業者等（以下「サービス事業者等」という。）に対し、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月厚生省令第37号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月厚生省令第40号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月厚生省令第41号）、指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月厚生労働省令第35号）、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第20号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第21号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第127号）、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成12年2月厚生省告示第22号）等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底させることを方針とする。

- 2 法第76条、第83条、第90条、第100条、第112条又は第115条の7の規定に基づく監査は、サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、第14条に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

（体制）

第3条 指導及び監査は、福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課並びに振興局健康福祉部保健福祉課及び東牟婁振興局健康福祉部申本支所地域福祉課の職員が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者（和歌山市の区域内に所在する施設に係る者に限る。）の指導及び監査については、原則として和歌山市が実施する。

(1) 指定介護老人福祉施設開設者等

(2) 指定介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に併設される事業所において行われる短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を行う居宅サービス実施者等、指定居宅サービス事業者等及び指定介護予防サービス事業者等

(3) 介護老人保健施設開設者等

（指導及び監査の実施方法）

第4条 指導は、集団指導及び実地指導の方法により行う。

- 2 集団指導は、指導の対象となるサービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

この場合において、集団指導を実施するときには、市町村に通知するものとする。

- 3 実地指導は、次の形態により、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実

地に行う。

(1) 県が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）

(2) 県及び厚生労働省又は市町村が合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

4 監査は、第2条第2項に定める目的のため、監査の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。

（指導対象の選定）

第5条 指導は、すべてのサービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選考については一定の計画に基づいて実施する。

(1) 集団指導の選定基準

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 実地指導の選定基準

ア 一般指導

（ア）一般指導は、毎年度、国の示す指導重点事項に基づき、サービス事業者等を選定する。

（イ）その他、特に一般指導を要すると認めるサービス事業者等を対象に実施する。

イ 合同指導

合同指導は、一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

(3) 市町村との連携

市町村との連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び実地指導の実施に努めるものとする。

（監査対象の選定）

第6条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）等へ寄せられる苦情

ウ 連合会又は保険者からの通報情報

エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

オ 介護保険法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 実地指導において確認した情報

法第24条の規定により指導を行ったサービス事業者等について確認した指定基準違反等

（指導方法）

第7条 指導方法については、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、

場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

(2) 実地指導

ア 指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

ただし、緊急に指導を実施する必要があると判断した場合には、指導の当日に通知を行うことができるものとする。

(ア) 実地指導の根拠規定及び目的

(イ) 実地指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

(オ) 提出書類、準備すべき書類等

イ 指導方法は、別に定める実地指導に関するマニュアルに基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

(指導結果の通知)

第8条 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

(改善報告書の提出)

第9条 指導の結果、文書で通知した事項については、当該サービス事業者等に対して改善報告書の提出を求めるものとする。

(監査への変更)

第10条 実地指導中に次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命及び身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

(監査方法)

第11条 指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

2 市町村がサービス事業者等について実地検査等を行い指定基準違反と認めるとともに、その内容を文書により県に通知したときは、速やかに第14条から第16条までに定める措置を取るものとする。ただし、県と市町村が同時に実地検査等を行っている場合には、市町村からの文書による通知は省略することができるものとする。

(監査結果の通知)

第12条 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

(改善報告書の提出)

第13条 監査の結果、文書で通知した事項については、当該サービス事業者等に対して改善報告書の提出を求めるものとする。

(行政上の措置)

第14条 指定基準違反等が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。この場合において、当該措置を行ったときは、当該サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村及び連合会に対し連絡を行うものとする。

(1) 勧告

ア サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。この場合において、その勧告に従わなかったときには、その旨を公表することができる。

イ 勧告を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

ア サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。この場合において、その命令をしたときには、その旨を公示するものとする。

イ 命令を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、法第77条各号、第84条各号、第92条第1項各号、第104条第1項各号、第114条第1項各号及び第115条の9第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該サービス事業者等に係る指定若しくは許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消等」という。）ができる。この場合において、指定の取消等を行ったときには、その旨を公示するものとする。

(聴聞等)

第15条 監査の結果、当該サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は

弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(経済上の措置)

第16条 勧告、命令、指定の取消等を行った場合には、保険給付の全部又は一部について当該保険給付に係る保険者に対し、法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月2日から施行し、改正後の和歌山県介護保険サービス事業者等指導及び監査要綱の規定は、平成16年度の指導及び監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。